

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第19号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
第73号様式（第117条関係） 法人設立・異動（解散・合併・変更・閉鎖等）届出書			第73号様式（第117条関係） 法人設立・異動（解散・合併・変更・閉鎖等）届出書		
(略)			(略)		
申告書の提出期限の延長	<u>事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税</u> (略)	(略)	申告書の提出期限の延長	<u>事業税・地方法人特別税</u> (略)	(略)
(略)			(略)		
(略)			(略)		
第74号様式（第117条関係） 法人税に係る連結納税の承認等の届出書			第74号様式（第117条関係） 法人税に係る連結納税の承認等の届出書		
(略)			(略)		
連結法人となる前の申告期限の延長の有無	<u>事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税</u> (略)	(略)	連結法人となる前の申告期限の延長の有無	<u>事業税・地方法人特別税</u> (略)	(略)
(略)			(略)		
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。